

岐阜県公報

号外(一) 平成二十八年 十月十九日

目次

岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二
岐阜県スポーツ科学センター条例	(地域スポーツ課)	三
岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	(県民生活相談センター)	八
岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例	(地域福祉国保課)	八
岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子ども家庭課)	九
岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農地整備課)	九
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	〇
岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例	(警務課)	〇

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第四七号)

一 法人県民税及び法人事業税の延滞金

法人県民税又は法人事業税の当初申告書の誤りによる減額更正後に再度税額を増額する修正申告書が提出されたときは、その増額部分(当初申告書の税額を上回らない部分に限る。)については、国税と同様に一定の期間を延滞金の計算期間から控除することとした。(第一四条関係)

二 事業税

貿易保険業を行う事業者が独立行政法人から特殊会社に移行することに伴い、法人事業税の課税対象の事業に貿易保険業を追加することとした。(第三八条、第三九条、第四一条及び第四二条関係)

三 不動産取得税

第一種市街地再開発事業の施行に伴い従前の土地・建物の所有者等が代替取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象となる不動産の取得に、個別利用区内の宅地を取得した場合を追加することとした。(第五三条関係)

四 その他所要の規定の整理を行うこととした。

五 この条例は、平成二九年一月一日から施行することとした。ただし、三は公布の日から、二は平成二九年四月一日から施行することとした。

岐阜県スポーツ科学センター条例(条例第四八号)

一 スポーツを行う県民等に対する科学的な支援その他スポーツに関する競技水準の向上に必要な支援を実施することにより、県のスポーツの振興に寄与するため、岐阜県スポーツ科学センター(以下「センター」という。)を岐阜市に設置することとした。(第一条関係)

二 センターに分館を設置することとし、その名称及び位置は、次のとおりとした。
(第二条関係)

名 称	位 置
御嶽濁河高地トレーニングセンター	下呂市

三 センターの管理は、知事が別に議会の議決を経て指定する指定管理者に行わせることとした。(第二条、第一六条関係)

四 センターの利用料金は、指定管理者の収入として收受させることとし、その上限額を定めることとした。(第七条、第八条、別表第一及び別表第二関係)

五 その他センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めることとした。

六 一に伴い、「岐阜県長川スポーツプラザ条例」について所要の規定の整備を行うこととした。(附則第六項関係)

七 この条例は、平成二九年四月一日から施行することとした。
岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(条例第四九号)

一 岐阜県消費者行政活性化基金の存続期限を平成二八年二月三一日から平成三〇年二月三一日に延長することとした。(附則第一項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。
岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例(条例第五〇号)

一 市町村の区域における民生委員の定数を変更することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二八年二月一日から施行することとした。
岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第五一号)

一 「児童福祉法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。
岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第五二号)

一 ため池の緊急的な整備を推進するため、ため池防災対策事業を拡充し、その分
担金をため池等整備事業と同じ割合とすることとした。(第四条関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第五三号)

一 「建築基準法」の一部改正に伴い、特定用途誘導地区内建築物容積率等制限特

例許可申請手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。
岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例(条例第五四号)

一 総務室の所掌事務に、国外犯罪被害者慰金等に関する事務を追加することとした。(第一条関係)

二 この条例は、平成二八年一月三〇日から施行することとした。

条 例

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二八年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十七号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第六十四条第二項又は第七十二条の四十五第二項」を「第六十四条第二項若しくは第三項又は第七十二条の四十五第二項若しくは第三項」に改め、同条

第二項中「第五十六条第三項又は第七十二条の四十四第三項」を「第五十六条第三項若しくは第四項又は第七十二条の四十四第三項若しくは第四項」に改める。

第三十八条第一項第二号、第三十九条第二号、第四十一条第二項並びに第四十二条第一項及び第二項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第五十三条第八項を次のように改める。

8 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七十三条第一項第二号若しくは第七号に規定する者又は同法第百十八条の七第一項第二号(同法第百十八条の二十五の

三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する者が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同法第七十三条第一項第三号若しくは第八号に規定する宅地、借地権若しくは建築物若しくは指定宅地若しくはその使用収益権又は同法第百十八条の七第一項第三号(同法第百十八条の二十五の三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する宅地、借地権若しくは建築物(第二号において「従前の宅地等」という。)に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から、当該不動産の価格に第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合を乗じて得た金額を控除する。

一 次に掲げる価額(都市再開発法第百三十三条第一項又は第百十八条の二十三第一項(同法第百十八条の二十五の三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号において同じ。)の規定により確定した価額をいう。以下この号において同じ。)の合計額

イ 都市再開発法第七十三条第一項第四号に規定する施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額

ロ 都市再開発法第七十三条第一項第九号に規定する個別利用区内の宅地又はその使用収益権の価額

ハ 都市再開発法第百十八条の七第一項第三号に規定する建築施設の部分の価額

ニ 都市再開発法第百十八条の二十五の三第三項の規定により読み替えて適用される同法第百十八条の七第一項第三号に規定する施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額

二 従前の宅地等の価額(都市再開発法第七十二条の権利変換計画において定められ、又は同法第百十八条の二十三第一項の規定により確定した価額をいう。)の合計額
 第五十三条第九項中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「第七十三条第一項第十七号」を「第七十三条第一項第二十二号」に改め、同条第十一項中「に掲げる」を「に規定する」に改め、同条第十二項から第十五項までの規定中「不動産取得税」の下に「の課税標準」を加える。

附則第十一条の七第三項中「同法第三十七条の十四の二第四項第一号」を「第一号」に改め、同項第二号中「掲げる移管」の下に「(租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)第二十五条の十三の八第六項に規定する上場等廃止事由による移管を除く。以下この号及び第四号において同じ。)」を加える。

附則第十一条の八第三項中「第三十五条の三の三第三項」を「第三十五条の三の四第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十三条の改正規定及び附則第五項の規定 公布の日

二 第三十八条、第三十九条、第四十一条及び第四十二条の改正規定並びに附則第四項の規定 平成二十九年四月一日

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の岐阜県条例(以下「新条例」という。)第十四条の規定は、この条例の施行の日以後に同条第一項に規定する納期限が到来する法人の県民税及び事業税に係る延滞金について適用する。

(個人の県民税に関する経過措置)

3 新条例附則第十一条の七第三項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

4 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

5 新条例第五十三条第八項の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

岐阜県スポーツ科学センター条例をここに公布する。

平成二十八年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十八号

岐阜県スポーツ科学センター条例

(設置)

第一条 スポーツを行う県民等に対する科学的な支援その他スポーツに関する競技水準の向上に必要な支援を実施することにより、岐阜県のスポーツの振興に寄与するため、岐阜市に岐阜県スポーツ科学センター（以下「センター」という。）を設置する。

(分館)

第二条 センターに分館を置く。

2 分館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
御嶽濁河高地トレーニングセンター	下呂市

(使用の許可)

第三条 センター（附属施設設備等を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事（第十一条第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）以下この条から第六条まで及び第十條において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

一 センターの管理上支障があるとき。

二 センターを使用させることが適当でないと認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第五条 知事は、第三条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。

四 センターの管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。

五 詐欺その他不正な行為によりこの条例に基づく許可を受けたことが明らかになつたとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(特別設備)

第六条 使用者は、センターに特別の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 第三条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料金)

第七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）（第二百四十四條の二第八項の規定により、センターの利用に係る料金）以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金は、別表第一及び別表第二に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を得なければならない。

(利用料金の納入等)

第八条 使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(原状回復義務)

第九条 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第五条の規定により使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(遵守義務)

第十条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が第三条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

一 センターの施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。

- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
 - 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
 - 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項
- 2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、センターから退去を命ずることができる。
- (指定管理者の指定)
- 第十一条 法第二百四十四条の二第三項の規定により、センターの管理を知事が指定する法人その他の団体に行わせるものとする。
- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、センターの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
- 一 県民がセンターを平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
 - 二 センターの管理に関する事業計画が、センターの適正な管理のために適切なものであること。
 - 三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。
- 4 第二項の規定による申請をした者が法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。
- 5 指定管理者は、その名称、主たる事務所所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- (指定管理者の指定の取消し等)
- 第十二条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 センターの管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従

- わないとき。
- 二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
 - 三 第十四条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第七条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時にセンターの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表第一及び別表第二に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。
- 3 前項の場合にあつては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。
- (業務の範囲)
- 第十三条 センターの管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第三条から第六条まで及び第十条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。
- 一 センターの維持管理に関すること。
 - 二 利用者への便宜の供与に関すること。
 - 三 利用の促進に関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。
- (管理の基準)
- 第十四条 指定管理者が行うセンターの管理の基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 営業及び休業については、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 十二月二十九日から翌年の一月三日までを休業日とすること。ただし、御嶽湯河高地トレーニングセンターについては、十一月一日から翌年の三月三十一日までを休業日とすること。
 - ロ イに掲げるもののほか、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。
 - 二 利用時間については、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 午前九時から午後九時までを利用時間とすること。ただし、宿泊室及び会議室（宿泊のために利用する場合に限る。）については、午後三時から翌日の午前十時

まで(連続した宿泊をする場合における当該連続した宿泊の期間中の午前十時から午後三時までの利用時間を含む。)を利用時間とする。

ロ イに掲げるもののほか、利用時間を変更するに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。

三 センターの管理に当たって必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、センターの利用を制限すること。

四 センターの管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を講ずること。

(事業計画書の提出等)

第十五条 指定管理者は、毎事業年度、センターの管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(管理の休廃止)

第十六条 指定管理者は、やむを得ない理由によりセンターの管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

(公示)

第十七条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第十一条第三項の規定による指定をしたとき。
- 二 第十一条第五項の規定による届出があったとき。
- 三 第十二条第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条の承認をしたとき。

(過料)

第十八条 第五条の規定による停止の命令又は第十条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

日から施行する。

(準備行為)

2 第十一条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(処分等に係る経過措置)

3 この条例による改正前の岐阜県長良川スポーツプラザ条例(平成五年岐阜県条例第十五号。以下「旧条例」という。)第十二条第三項の規定によりされた岐阜県長良川スポーツプラザ(宿泊施設に関する業務及びスポーツ科学センターの維持管理に関する業務を除く。)に係る指定管理者の指定は、第十一条第三項の規定によりされた岐阜県スポーツ科学センター(御嶽濁河高地トレーニングセンターに関する業務を除く。)に係る指定管理者の指定とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定に基づきスポーツ科学センターに関し知事(旧条例第十二条第三項の規定による指定を受けた者を含む。)がした処分その他の行為は、この条例の規定に基づき知事(前項の規定によりみなされる指定管理者の指定を受けた者を含む。)がした処分その他の行為とみなす。

5 この条例の施行前に旧条例の規定に基づきスポーツ科学センターに関し知事(旧条例第十二条第三項の規定による指定を受けた者を含む。)に対してなされた申請その他の行為は、この条例の規定に基づき知事(附則第三項の規定によりみなされる指定管理者の指定を受けた者を含む。)に対してなされたものとみなす。

(岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部改正)

6 岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部を次のように改正する。

第一条中「とともに、スポーツを行う県民等に対する科学的な支援その他スポーツに関する競技水準の向上に必要な支援を実施する」を削る。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第十五条第二号イを次のように改める。

イ 午後三時から翌日の午前十時まで(連続した宿泊をする場合における当該連続した宿泊の期間中の午前十時から午後三時までの利用時間を含む。)を利用時間とすること。ただし、和室(会議のために利用する場合に限る。)については、午前九時から午後九時までを利用時間とすること。
別表を次のように改める。

宿泊室	特別室	低酸素ルーム	トレーニング室	体育館	区	区内	分	金	額(円)
						県内の高校生以下の者	その他の者	一人一回二時間(二時間に満たない時間)は、二時間とする。()につき八九〇	一人一回二時間(二時間に満たない時間)は、二時間とする。()につき一、〇三〇
一人一泊につき九、七〇〇	〇〇	一人一回二時間(二時間に満たない時間)は、二時間とする。()につき一、六〇〇	一人一回二時間(二時間に満たない時間)は、二時間とする。()につき一、七二〇	一人一回二時間(二時間に満たない時間)は、二時間とする。()につき一、〇三〇					

別表第二(第七条、第十二条関係)

備考	速度測定	学生	一人一回につき二七〇
		一般	一人一回につき八〇〇
備考	関節角度測定	学生	一人一回につき二七〇
		一般	一人一回につき八〇〇
備考	測定時指導	学生	一人一回につき三二〇
		一般	一人一回につき九七〇
備考	個人指導	学生	一人一回につき四八〇
		一般	一人一回につき一、四五〇
備考	集団指導	学生	一人一回につき二、九六〇
		一般	一人一回につき八、九一〇

備考 学生とは、大学生以下の者及びこれに準ずる者をいう。 二 一般とは、学生以外の者をいう。

岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	和室	県内の高校生以下の者	一人一泊につき二、四五〇
	その他の者	一人一泊につき四、九〇〇	知事が定める額
岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	備考	一 県内の高校生とは、県内の高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の生徒及びこれに準ずる者をいう。 二 一泊とは、午後三時から翌日の午前十時まで(連続した宿泊をする場合における当該連続した宿泊の期間中の午前十時から午後三時までの利用時間を含む。)の宿泊をいう。 三 会議室を宿泊のために利用する場合の利用料金の額は、宿泊室(和室)の区分に掲げる額とする。	
岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	岐阜県知事	古田 肇	平成二十八年十月十九日
岐阜県消費者行政活性化基金条例(平成二十一年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。	岐阜県知事	古田 肇	平成二十八年十月十九日
附則	この条例は、公布の日から施行する。		
岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。	岐阜県知事	古田 肇	平成二十八年十月十九日

岐阜県条例第五十号

岐阜県民生委員定数条例の一部を改正する条例

岐阜県民生委員定数条例（平成二十六年岐阜県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表大垣市の項中「三五九人」を「三五七人」に改め、同表高山市の項中「二二一人」を「二二五人」に改め、同表多治見市の項中「二〇八人」を「二一〇人」に改め、同表瑞浪市の項中「九三人」を「九六人」に改め、同表羽島市の項中「二二五人」を「二二七人」に改め、同表恵那市の項中「二四一人」を「二四二人」に改め、同表美濃加茂市の項中「二〇〇人」を「二〇二人」に改め、同表土岐市の項中「二五一人」を「二五二人」に改め、同表各務原市の項中「二二九人」を「二三〇人」に改め、同表可児市の項中「二八一人」を「二八二人」に改め、同表瑞穂市の項中「七三人」を「七七人」に改め、同表岐南町の項中「四四人」を「四七人」に改め、同表輪之内町の項中「二八人」を「三〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十一号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項、第五十七条第二項、第八十九条第四項、第九十七条第二項及び第一百八条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十二号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表ため池防災対策事業の部中

百分の二十五
ただし、中山間地域において行つては百分の十五、耐震対策に係つては百分の十五、耐震対策に係つては防災ダムにあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百

ものにつ
るものに
の五、堤
ては百分
分の十五

を

百分の二十五（中山間地域において行つては百分の十五、耐震対策に係るものについては防災ダムにあつては百分の五、堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十、その他のため池にあつては百分の十五）
ただし、ため池等整備事業（地域ため池総合整備事業のうち調査計画事業（整備事業計画）及び農業用河川工作物応急対策事業を除く。以下この項において同じ。）と併せて又はこれに代えて行つものについては、この表の上欄に掲げるため池等整備事業の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる率

に改め、同表

るさと農道整備事業の部中「合わせて」を「併せて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十三号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表第二十七の二の項中「第六十条の三第一項ただし書」を「第六十条の三第二項ただし書」に改め、同項を同表第二十七の三の項とし、同表第二十七の項の次に次のように加える。

二十七の二 法第六十条の三第一項第三号に規定する特定用途誘導地区内における建築物の容積率等に係る制限の特例の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内建築物容積率等制限特例許可申請手数料	一件につき	一六〇、〇〇〇
---	-----------------------------	-------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十四号

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例

岐阜県警察本部組織条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三十条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事項

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

平成二十八年十月十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社